

第6章 計画に関する留意事項

1 計画策定に当たっての留意事項

計画の策定及び見直しに当たっては、国保・保健・介護部門の関係部署の職員で構成する「計画策定検討会議」を設けて検討した上で、庁内の関係会議に諮ります。

また、関係者及び有識者のご意見をいただくため、「札幌市国民健康保険運営協議会」において協議するとともに、北海道国民健康保険団体連合会が設置する「保健事業支援・評価委員会」の助言を受けるものとします。

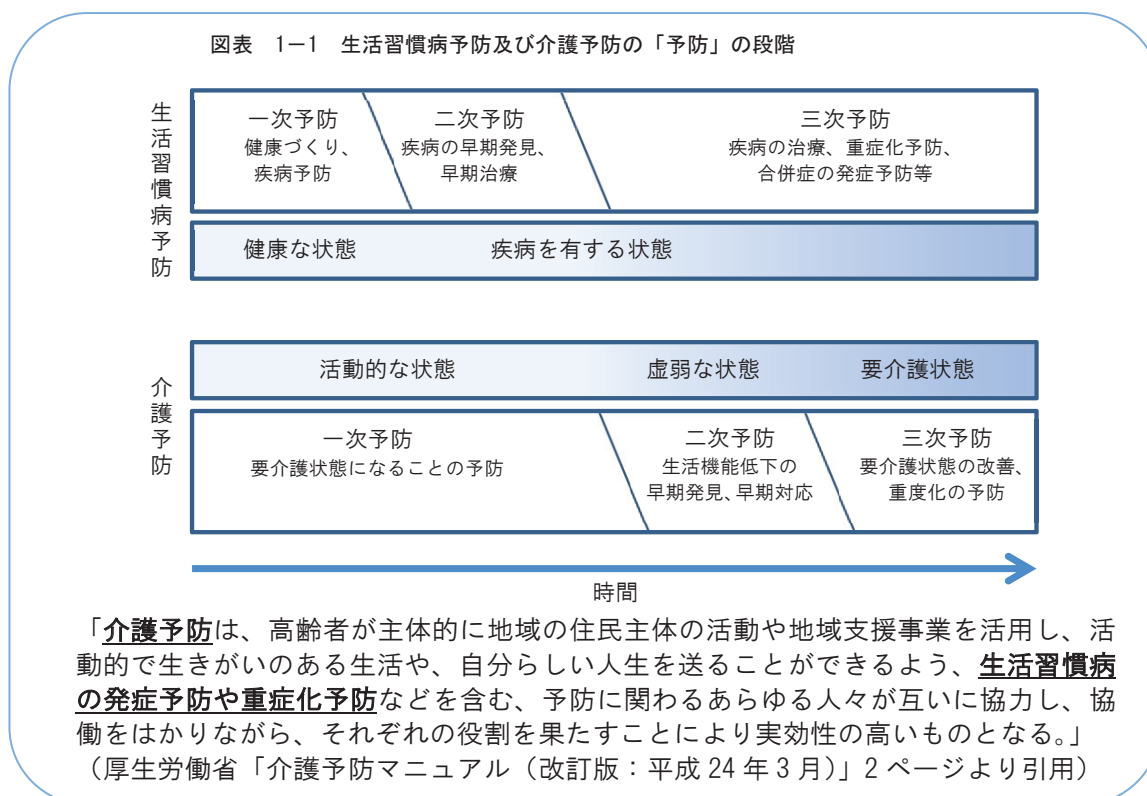
2 事業運営上の留意事項

国保の保健事業は、国保部門と、保健・介護部門が連携して運営します。

計画に基づいて保健事業を効果的に推進するには、ポピュレーションアプローチから重症化予防の個別支援まで網羅的に進めていくことが重要です。

また、生活習慣病予防と介護予防を関連づけて総合的に行うことも効果的です。

図 28 生活習慣病予防及び介護予防の「予防」の段階



これらのことから、保健・介護部門の関係部署と、保健事業計画の内容を充分共有し、その健康課題や目標等をふまえて、それぞれが関連する事業を実施していくことで、効果的に課題解決を図ります。

特に、国保の被保険者を含む札幌市民全体の健康を底上げするポピュレーションアプローチについては、札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ 21（第2次）」で進められている関連事業を中心に推進することで、意識づけや環境整備など保健事業の基盤をつくっていくこととします。

表 44 関連する主な事業一覧

| 関連する主な事業等一覧 ～「健康さっぽろ21（第2次）」関連する事業等一覧（P60～73）より抜粋～ | | |
|---|-----------------------------|-------------------|
| 栄養・食生活 | 食生活指針の啓発事業 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | 野菜摂取強化事業 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | 栄養相談と栄養講習会 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | 健康教育（栄養・食生活） | 各区健康・子ども課 |
| | 外食・加工食品の栄養成分表示普及事業 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | ここから健康づくり応援団（札幌市栄養成分表示の店） | 保健所 |
| | ヘルシーメニュー事業 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | 親子料理教室・妊産婦料理教室・男性の料理教室 | 各区健康・子ども課 |
| | 健康料理フェスティバル | 保健所 |
| | 食生活改善推進員養成事業 | 各区健康・子ども課 |
| | 食生活改善地区組織活動の支援 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| 高齢者の食生活指針の啓発事業 | 保健所、各区健康・子ども課 | |
| 身体活動・運動 | 健康づくりセンターにおける健康づくり事業 | 札幌市健康づくりセンター（保健所） |
| | 健康づくりサポーター派遣事業 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | ウォーキング実践指導ボランティア研修 | 保健所 |
| | 市民交流ウォーキング大会 | 保健所、各区健康・子ども課 |
| | 健康教育（生活習慣病・健康増進等） | 各区健康・子ども課 |
| | 介護予防教室 | 介護予防センター（高齢保健福祉部） |
| 休養・飲酒・喫煙 | 健康教育（休養、飲酒、喫煙） | 各区健康・子ども課 |
| | 禁煙週間 | 各区健康・子ども課 |
| | 受動喫煙防止対策ガイドラインの普及 | 保健所 |
| | ここから健康づくり応援団（禁煙・完全分煙施設） | 保健所 |
| | さっぽろMU煙デー推進事業 | 保健所 |
| 歯・口腔の健康 | 健康教育（歯の健康） | 各区健康・子ども課 |
| | 歯周疾患検診 | 指定の歯科医療機関（保健所） |
| 健康行動 | 女性のフレッシュ健診 | 中央健康づくりセンター（保健所） |
| | がん検診（胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん） | 指定医療機関等（保健所） |
| | 肝炎ウイルス検査 | 指定医療機関（保健所） |
| | 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種事業 | 指定医療機関（保健所） |
| 親子の健康 | 妊婦一般健康診査 | 保健所 |
| | 母親教室・両親教室・父親教室 | 各区健康・子ども課 |
| | 母子保健訪問指導 | 各区健康・子ども課 |
| | 乳幼児健康診査 | 各区健康・子ども課 |
| | 育児教室 | 各区健康・子ども課 |
| 社会環境の整備 | 地域保健活動推進事業 | 保健所、各区保健福祉部 |
| | 札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会 | 保健所 |
| | 健康づくりネットワークの推進 | 各区健康・子ども課 |

3 計画の公表・周知

策定した計画は、区役所等で配付するとともに、札幌市ホームページに掲載します。

4 個人情報の保護

札幌市における個人情報の取扱いは、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」によります。